

○ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(表示)</p> <p>第十条 法第五十三条第二項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。</p> <p>一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法（<u>当該表示を付すことが困難又は不合理である端末機器にあつては</u>、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）</p> <p>〔二 略〕</p> <p><u>三 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該端末機器に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法</u></p> <p>2 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示（当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。）を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。</p>	<p>(表示)</p> <p>第十条 「同上」</p> <p>一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法（<u>当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあつては</u>、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）</p> <p>〔二 同上〕</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>〔2 同上〕</p>

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法（表示を付すことが困難又は不合理である当該製品にあっては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）

〔二 略〕

三 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3 第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号若しくは第三号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によって表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

（表示）

第二十二條 法第五十八條の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器の見やすい箇所に付す方法（当該表示を付すことが困難又は不合理である端末機器にあっては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）

〔二 略〕

三 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器に電磁的方法

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法（表示を付す面積が確保できないものにあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）

〔二 同上〕

〔新設〕

3 第一項第二号又は前項第二号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によって表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

（表示）

第二十二條 〔同上〕

一 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器の見やすい箇所に付す方法（当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあっては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）

〔二 同上〕

〔新設〕

により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該端末機器に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示(当該適合表示端末機器に付する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法(表示を付することが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品に付する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)

〔二 略〕

三 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3 第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号若しくは第三号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

〔2 同上〕

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法(表示を付す面積が確保できないものにあつては、当該製品に付する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)

〔二 同上〕

〔新設〕

3 第一項第二号又は前項第二号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第二十九条 法第百四条第四項において準用する法第五十三条第二項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法（当該表示を付することが困難又は不合理である端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）

〔二 略〕

三 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該端末機器に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示（当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。）を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法（表示を付することが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）

(表示)

第二十九条 〔同上〕

一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法（当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）

〔二 同上〕

〔新設〕

〔2 同上〕

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法（表示を付す面積が確保できないものにあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）

〔二 略〕

三 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3 第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号若しくは第三号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によって表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第三十八条 法第百四条第七項において準用する法第五十八条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器の見やすい箇所~~に付す方法（当該表示を付すことが困難又は不合理である端末機器にあつては、~~当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所~~に付す方法）~~

〔二 略〕

三 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって当該端末機器に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができる

〔二 同上〕

〔新設〕

3 第一項第二号又は前項第二号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によって表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第三十八条 〔同上〕

一 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器の見やすい箇所~~に付す方法（当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあつては、~~当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所~~に付す方法）~~

〔二 同上〕

〔新設〕

きるようにする方法

2 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示(当該適合表示端末機器に付する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法 (表示を付することが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品に付する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)

〔二 略〕

三 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3 第一項第二号 若しくは第三号 又は前項第二号 若しくは第三号 に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第四十三条 法第六十五条の規定により表示を付するときは、次に掲げる

〔2 同上〕

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法 (表示を付す面積が確保できないものにあつては、当該製品に付する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)

〔二 同上〕

〔新設〕

3 第一項第二号又は前項第二号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第四十三条 〔同上〕

方法のいずれかによるものとする。

- 一 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特定端末機器の見やすい箇所に付す方法（当該表示を付すことが困難又は不合理である特定端末機器にあつては、当該特定端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）

〔二 略〕

- 三 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特定端末機器に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定端末機器に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

- 2 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示（当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。）を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

- 一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法（表示を付すことが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）

〔二 略〕

- 三 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示端末機器を

- 一 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特定端末機器の見やすい箇所に付す方法（当該表示を付す面積が確保できない特定端末機器にあつては、当該特定端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）

〔二 同上〕

〔新設〕

〔2 同上〕

- 一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法（表示を付す面積が確保できないものにあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）

〔二 同上〕

〔新設〕

組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示
することができるようにする方法

3 第一項第二号 若しくは第三号 又は前項第二号 若しくは第三号 に規定する方法により特定端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

様式第7号（第10条、第22条、第29条及び第38条関係）

[様式 略]

注1 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。

[2～4 略]

様式第14号（第43条関係）

[様式 略]

注1 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。

[2～4 略]

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

3 第一項第二号又は前項第二号に規定する方法により特定端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

様式第7号（第10条、第22条、第29条及び第38条関係）

[様式 同左]

注1 大きさは、直径3ミリメートル以上であること。

[2～4 同左]

様式第14号（第43条関係）

[様式 同左]

注1 大きさは、直径3ミリメートル以上であること。

[2～4（同左）]